

## 沖縄県と日本生命保険相互会社との包括的連携に関する協定

沖縄県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、沖縄県民（以下「県民」という。）の健康づくりをはじめとする各種の取組に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、沖縄において、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を構築し、心豊かで、安全・安心な県民の暮らしを実現するため、甲及び乙が相互に連携及び協力し、協働による各種の取組を推進することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること
- （2）がん対策に関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）子ども・若者の育成支援、子育て支援に関すること
- （5）産業振興に関すること
- （6）その他、本協定の目的に適合すること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

### （連携・協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる項目を実施するときは、乙に連携及び協力を要請することができる。この場合において、乙は営業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合において、社会貢献の場として活用するときは、甲に周知に係る連携及び協力を要請することができる。この場合において、甲は、事業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請を行うときは、事業の目的等を個別具体的に明示した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電子メール等で要請し、その後速やかに書面により通知するものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条及び前条の規定による連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲及び乙のいずれからも本協定に関し特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### （変更及び解除）

第6条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月17日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

翁長雄志



乙 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号

日本生命保険相互会社

代表取締役副社長執行役員

小林 一生

